

小牧市議会委員会条例(昭和31年小牧市条例第13号)の全部を改正する。

目次

- 第1条(常任委員会の設置)
- 第2条(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)
- 第3条(常任委員の任期)
- 第3条の2(議会運営委員会の設置)
- 第4条(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)
- 第5条(特別委員会の設置等)
- 第6条(委員の選任)
- 第7条(委員長及び副委員長)
- 第8条(委員長及び副委員長が共にないときの互選)
- 第9条(委員長の議事整理権・秩序保持権)
- 第10条(委員長の職務代行)
- 第11条(委員長、副委員長の辞任)
- 第12条(議会運営委員及び特別委員の辞任)
- 第13条(招集)
- 第13条の2(委員会の開会方法の特例)
- 第14条(定足数)
- 第15条(表決)
- 第16条(委員長及び委員の除斥)
- 第17条(傍聴の取扱い)
- 第18条(秘密会)
- 第19条(出席説明の要求)
- 第20条(秩序保持に関する措置)
- 第21条(公聴会開催の手続)
- 第22条(意見を述べようとする者の申出)
- 第23条(公述人の決定)
- 第24条(公述人の発言)
- 第25条(委員と公述人の質疑)
- 第26条(代理人又は文書による意見の陳述)
- 第27条(参考人)
- 第28条(記録)
- 第29条(会議規則への委任)

附 則

(常任委員会の設置)

- 第1条 議会に常任委員会を置く。
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)
- 第2条 議員は、次項に規定する予算決算委員会の委員及び少なくとも一の予算決算委員会を除く常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。
- 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

名称	定数	所管事項
予算決算委員会	25人	予算及び決算に関する事項
総務委員会	9人	市長公室、総務部、地域活性化営業部、市民生活部、消防本部、会計管理者の補助組織、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)
福祉厚生委員会	8人	健康生きがい支え合い推進部、福祉部、こども未来部、市民病院及び福祉事務所の所管に属する事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)
文教建設委員会	8人	建設部、都市政策部、上下水道部及び教育委員会の所管に属する事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)

(常任委員の任期)

- 第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第3条の2 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、7人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(委員の選任)

第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに指名により選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第3項の例による。

(委員長及び副委員長)

第7条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長が共にないときの互選)

第8条 委員長及び副委員長が共にないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権・秩序保持権)

第9条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第10条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長共に事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第11条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第12条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会の開会方法の特例)

第13条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)によつて、委員会を開会することができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第17条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮つて決める。

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第21条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第25条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第27条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるることができる。

4 参考人については、第24条(公述人の発言)、第25条(委員と公述人の質疑)及び前条の規定を準用する。

(記録)

第28条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定については、昭和46年10月9日から施行する。

附 則(昭和47年条例第12号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第36号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第18号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第24号)

この条例は、平成3年10月9日から施行する。

附 則(平成4年条例第22号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第10号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第23号)

この条例は、平成11年10月9日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第12号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「8人」を「7人」に改める部分に限る。)については、平成19年4月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選挙された議員の任期の起算の日から施行する。

附 則(平成19年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第20号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第11号)

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第19号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第43号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日から施行する。

附 則(平成25年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第20号)

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第17号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の小牧市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)第2条第2項の表に掲げる福祉環境委員会及び建設委員会(以下「旧委員会」という。)の委員長、副委員長及び委員(以下「委員長等」とい

う。)である者は、それぞれ改正後の小牧市議会委員会条例(以下「新条例」という。)第2条第2項の表に掲げる福祉厚生委員会及び産業建設委員会(以下「新委員会」という。)の委員長等を選任されたものとみなし、その任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず旧委員会の委員長等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧委員会に付託されている事件については、新委員会に付託されたものとみなす。

附 則(平成27年条例第23号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第35号)

この条例は、平成27年10月9日から施行する。

附 則(平成27年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第26号)

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第45号)

この条例は、令和元年10月9日から施行する。

附 則(令和元年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第19号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第1号)

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。